社会福祉法人大河原町社会福祉協議会　評議員選任・解任委員会運営細則

（目的）

第１条 この細則は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第７条第７項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

（委員会の設置）

第２条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

（委員の構成）

第３条 委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員３名の合計５名で構成する。

（委員の選任及び任期）

第４条　委員の選任及び解任は、理事会において行う。

２　委員の任期は、就任後 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

（委員の報酬等）

第５条　委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

（招集）

第６条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

（議長の選任）

第７条 　委員会の委員長は、委員の互選とする。

２　前項の委員長は、委員会の議長となる。

（評議員の選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案）

第８条　評議員の選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。

（評議員の選任）

第９条　委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

（１）当該候補者の経歴

（２）当該候補者を候補者とした理由

（３）当該候補者と当法人及び役員等との関係

（４）当該候補者の兼職状況

（評議員の解任）

第１０条　委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

（決議）

第１１条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の２名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（議事録）

第１２条　委員会の議事については、議事録を作成する。

２　議事録は次に掲げる事項を内容とする。

（１）委員会が開催された年月日及び場所

（２）委員会の議事の経過の要領及びその結果

（３）委員会に出席した委員の氏名

（４）委員会の議長の氏名

３　委員長は、議事録に署名又は記名押印する。

（補則）

第１３条　この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

（改廃）

第１４条　この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この細則は、宮城県知事認可の日（平成２９年１月１３日）から施行する。